普通会計に関する用語解説

○形式収支

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額－歳出総額

○実質収支

実質収支とは、形式収支から翌年度への繰り越すべき財源（継続費の逓次繰越［執行残額］、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源

○一般財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額となっています。

○経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

市町村税（目的税を除く。）、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、
株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、
特別地方消費税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、
地方特例交付金、普通交付税、交通安全対策特別交付金、
国有提供施設等所在市町村助成交付金、経常的に収入される使用料、手数料、
財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの。

○義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいい、きわめて硬直性の強い経費です。

人件費＋扶助費＋公債費

○投資的経費

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費

○経常収支比率

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

○財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の３カ年の平均値です。

財政力指数が大きいほど財源に余裕があるといえます。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

※　基準財政需要額とは、普通交付税の算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額

※　基準財政収入額とは、普通交付税の算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

○標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

○実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、１１．２５％～１５％以上の団体については財政健全化計画、２０％以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※　実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

○連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を営む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、１６．２５％～２０％以上の団体については財政健全化計画、３０％以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{全ての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税に算入された額を除く）に充当されたものの占める割合の３カ年の平均値です。

地方債協議制度の下で、１８％以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、２５％以上の団体については財政健全化計画、３５％以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$$

Ａ：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
Ｂ：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
Ｃ：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
Ｄ：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
Ｅ：標準財政規模

○将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、３５０％以上の団体は財政健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{A-(B+C+D)}{E-F}\times 100$$

Ａ：地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額（将来負担額）
Ｂ：Ａに充てることができる基金
Ｃ：Ａに充てることができる特定財源
Ｄ：地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの額
Ｅ：標準財政規模
Ｆ：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額